

様式 2

附属機関等の名称 会議概要

1	審議会名	令和2年度第1回安曇野市介護保険等運営協議会(持ち回り会議)
2	日 時	令和2年5月15日(金)
3	会 場	
4	委 員	高橋琢磨委員、塚田弘子委員、奥田佳孝委員、藤岡嘉委員、笠原健市委員、池田陽子委員、中島美智子委員、飯島康博委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、永野章子委員、渡邊庸介委員、宮澤栄子委員、花村尚志委員、関了委員
5	市 側	高橋保健医療部長、西澤介護保険課長、鳥羽長寿社会課長、北條介護保険課長補佐、奈良澤介護保険担当係長、濱介護予防担当係長、中澤介護予防担当係長、熊井認定調査係長、新保長寿福祉係長、岩原主査(事務局担当者)
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	
8	会議概要作成年月日	令和2年5月28日

協 議 事 項 等	
会議の概要	
1	会議事項
(1)	安曇野市介護保険等運営協議会会長及び副会長の選任について
(2)	令和2年度介護サービスの基盤整備について (第7期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)
(3)	安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定について
(4)	生活支援体制整備事業の実施状況について (第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)
(5)	その他
2	報告事項
(1)	新型コロナウイルス感染症対策に係る市の対応状況について
審議概要	
(1)	安曇野市介護保険等運営協議会会長及び副会長の選任について 会長：中島美智子委員、副会長：笠原健市委員が選出、承認。
(2)	令和2年度介護サービスの基盤整備について (第7期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)
委 員	平成30年度・令和元年度の公募の結果はどうなっているか。特定施設入居者生活介護(混合型)の内容や、公募の目的の説明がないとわかりにくいのでは。
事務局	平成30年度は広域型特別養護老人ホーム(70床)創設にあたり指定候補事業者を選定し、令和3年度当初の開設を予定している。また、グループホームの増床(2床)を選定し、令和2年度よりサービスを開始している。令和元年度は、特養に併設するショートステイ(3床)の特養(ロング)への転換及びグループホーム(18床)創設にあたり指定候補事業者を選定した。転換は令和2年度より、グループホームは令和3年度当初の開設を予定している。なお、計画に記載された公募する施設整備(サービス)は、計画立案時の意向調査を参考に、あわせて県および松本圏域の市村において調整を図りながら2025年問題を見据え、市内で整備が必要と想定されるサービスを、計画に位置づけるもの。特定施設への転換は、有料老人ホーム等に入居している方が年齢を重ね、介護状態が変わっても、慣れ親しんだ施設で住み続けられることができる。公募については、事業者の選定にあたり、公正かつ公平を確保し、また質の高い整備を目的としている。
委 員	新規施設サービス等の事業者があることは増加する高齢者のための受け皿として大変ありがたい。入所できる人は限られた数ではあるが、施設整備は、介護保険料の値上げ、税金に素直に

響いてくる。施設計画とともに、施設着手した場合の安曇野市の介護保険料の変化、税金負担、補助金などを提示する必要がある。

事務局：介護保険事業計画では、今後の高齢者数及び要介護認定者数等を推計した上で、そのために必要な介護サービス量を見込むことになる。ご意見のとおり、介護保険料は、施設整備による介護サービス量からの影響がある。第7期介護保険事業計画策定において、計画期間中の施設整備を見込んだ介護保険料を算定している。次期計画における施設整備数の検討は、この会議において行い、介護保険料等の算定根拠等について提示していく。

委員：より質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性は当然だと思うが、実際にサービスを受ける側としては、人的な要因、スタッフ体制の良し悪しは極めて大きな要素である。

事務局：介護事業所の開設にあたっては、介護保険法に基づき地域密着型と呼ばれる小規模な事業所指定は市で行い、それ以外の事業所指定は県が行う。事業所の大小により相違はあるものの、指定基準（スタッフの配置人数等）に基づき指定される。ご意見を参考にさせていただくとともに、小規模な事業所指定にあたっては、委員の皆さまのご意見・ご要望をお聴きする。なお、国が運用している「介護サービス情報公表システム」において、法人情報、従事者、提供サービスなどの基本情報と、事業運営・管理体制などの運営情報がホームページで公表されている。

（3）安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定について

委員：高齢者実態調査の質問項目の設定や調査方法（電話、郵送、メールなど）は、どのように行ったのか。また、調査内容は毎回変わるのか。

事務局：高齢者実態調査は、国から示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を踏まえて、長野県において、質問項目を設定している。調査実施にあたっては、市が郵送により行った。調査内容は見直しがされているが、長野県では前回との比較ができるように調査項目を調整している。

委員：親と同居していない家族にとっては、介護は他人事で人まかせとなっているのではないかと。無作為に自分の未来図、老後図、介護図のアンケートをとれば、自分のこととして、介護保険、介護保険料についての意識が高まるのではないかと。

事務局：高齢者実態調査では、高齢者及び要介護認定者の方に今後の高齢者施策及び介護保険料の意向等を確認する項目がある。次回以降の会議で調査結果を示す予定。介護保険制度をめぐる状況については、計画策定等を通じて、市民への関心を高めていきたい。

委員：居宅介護サービスの現場において、独居で子世代もいない方等、成年後見制度が必要となるケースが散見されるようになってきたと感じている。

事務局：第8期介護保険事業計画では、成年後見制度の利用促進のために成年後見制度利用促進計画をあわせて盛り込む予定。

委員：成年後見制度利用促進について、独居高齢者との関係はどうあるか。弁護士、司法書士といった人たちとの関係は、いかに信頼関係を築くかが課題となる。高齢になればなるほど関係を築くことは難しくなるのではないかと。

事務局：令和3年4月に設置予定の中核機関においては「後見人等への支援」を担うこととなっており、後見人等と被後見人等との信頼関係が築けず支援に支障をきたすような場合には中核機関が相談窓口になって対応していくこととなる。また地域連携ネットワークに関する協議会も設置する予定であり、ここには弁護士会や司法書士会等多機関が集まり、地域における成年後見制度の課題等の検討を行うこととなっている。その場でも課題としてあがれば多職種多機関で対応策の検討を行うこととなる。

委員：資料3の1ページ目の「位置づけ」において、「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」を含めて調和を図ることはできないか。

事務局：ご意見を踏まえて対応していく。

（4）生活支援体制整備事業の実施状況について

(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)

委員：第1層協議体の活動が今後も重要である。今後、コロナの影響がどのように関係していくのか課題がある

事務局：協議体活動を含めて、研修会及びフォーラムについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の対策をとるなど、実施方法を検討していきたい。

委員：これまで行ってきた地域活動が、新規参加者がいないために縮小や解散するケースもあるようで、地域活動や組織に変化が起きている印象がある。

事務局：協議体の構成団体からは、会員等の高齢化とともに役員のなり手不足の課題があげられている。協議体では、団体同士をつなぐことや新たな担い手を増やすなどの工夫から、地域活動や組織に変化を生み出していきたい。

委員：昨今の地域課題に対応すべく、行政内においても関連する部署や担当課は、縦割りを超えて協働・連携が必要であると考えます。この取り組みが、単発的なものにならないように、行政計画に作成してはどうか。

事務局：現計画の中では、事業の実施体制の確保として庁内関係部署との連携をあげている。次期計画の中では、これまでの取組を踏まえて、関連部署と取組が一層進むように位置づけていきたい。

委員：生活支援コーディネーターの活動、地域によって格差がある。もう少し、人的交流が欲しい。文書は高齢になればなるほどあまり見なくなるのが実状ではないか。

事務局：生活支援コーディネーターの配置には限りがあるため、地域の高齢者団体と組織した協議体が、コーディネーターの活動を支えている。コーディネーターは地域に出向くことや発信を強めていくようにしたい。

(5) その他

次回の会議については、7月頃を予定。